

入 札 説 明 書

「令和８年度五百原第１号五百原県有林間伐事業」

「令和８年度五百原第２号五百原県有林間伐材販売事業」

令和８年度五百原第１号五百原県有林間伐事業及び令和８年度五百原第２号五百原県有林間伐材販売事業については、別途の入札公告のとおり、入札参加資格の事前審査による一般競争入札により和歌山県が調達する。

当該入札参加資格の事前審査による一般競争入札については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「自治法令」という。）、和歌山県財務規則（昭和６３年和歌山県規則第２８号。以下「財務規則」という。）その他の関係法令規則等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記に掲げる事項を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１ 入札公告年月日

令和８年８月７日

２ 一般競争入札に付する事項

（１）事業年度

令和８年度

（２）事業の名称

① 令和８年度五百原第１号五百原県有林間伐事業

② 令和８年度五百原第２号五百原県有林間伐材販売事業

（３）事業の場所

田辺市龍神村龍神字五百原地内

（４）調達業務の内容

仕様書のとおり

（５）予定価格

① ￥ ６，１２４，８００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

② ￥ ２，１２８，５００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

予定価格（税抜き）

① ￥ ５，５６８，０００円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

② ￥ １，９３５，０００円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

備考 ①令和８年度五百原第１号五百原県有林間伐事業の入札額は、予定価格の制限を超えることができない。

②令和８年度五百原第２号五百原県有林間伐材販売事業の予定価格は、あらかじめ和歌山県が定めた最低落札価格である。

(６) 履行期限

① 令和９年３月３１日（水）まで

② 令和９年３月３１日（水）まで

３ 一般競争入札参加者の資格に関する事項

令和８年和歌山県告示第 742 号に規定する令和８年度五百原第１号五百原県有林間伐事業及び令和８年度五百原第２号五百原県有林間伐材販売事業に係る競争入札参加資格の要件をすべて満たしていること。

４ 契約条項を示す場所及び期間

(１) 場所

和歌山市小松原通一丁目１番地

和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課

(２) 期間

令和８年８月７日（金）から令和８年８月２０日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第３９号）第１条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前９時００分から午後５時４５分まで

５ 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(１) 場所

４の（１）のとおり

(２) 期間

４の（２）のとおり

(３) 質問の期間

仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和８年８月７日（金）から令和８年８月１２日（水）までの県の休日を除く日の午前９時から午後５時４５分までの間において、和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課に対して、所定の書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うこと。

ア 所定の書面の様式は、仕様書等に対する質問・回答書（別記第７号様式）とする。

イ 質問に対しては、原則として令和８年８月１７日（月）までに書面（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により回答し、その内容については、和歌山県ホームページへの掲載の方法及び和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課での備付けの方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあっては、和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

６ 入札参加の申出の方法及び入札参加資格の審査に関する事項

この一般競争入札に参加するためには、入札の事前において、所定の入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

その手続等については、別添「一般競争入札参加資格確認申請書類作成要項（事前審査）」のとおり

(1) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

ア 場所

4の(1)のとおり

イ 期間

令和8年8月7日（金）から令和8年8月18日（火）までの県の休日を除く日の午前9時00分から午後5時45分まで

(2) 入札参加資格確認申請書類等についての質問

5の(3)のとおり（仕様書及び入札説明書についての質問として取り扱うものとする。）

7 入札の場所及び日時

(1) 入札の場所及び日時

ア 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁東別館5階 5-A会議室

イ 日時

令和8年8月21日（金）午前10時00分から

(2) 開札の場所及び日時

ア 場所

(1)のアに同じ

イ 日時

(1)のイに同じ

8 入札の方法に関する事項

(1) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

ア 所定の入札書の様式は、入札書（様式1）とする。

イ 入札金額は、①令和8年度五百原第1号五百原県有林間伐事業については、調達業務を完了するための価格の総額とする。また、入札金額は、調達業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。②令和8年度五百原第2号五百原県有林間伐材販売事業については、調達業務の完了により搬出された間伐材を買い受ける代金とし、和歌山県に支払う価格の総額とする。

ウ 入札書には、調達業務の名称その他の必要事項を明記した上、入札者の氏名（商号(屋号)を含む。法人にあっては、その名称及び代表者の氏名。以下同じ。）を記入して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならな

い。代理人が入札する場合にあっては、入札者の氏名及びその代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印をしておかなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の入札金額は、訂正することができない。

オ 入札書を入札箱に投函した後は、入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。

(4) 入札の際には、一般競争入札参加資格要件適格認定通知書を提示し、又はその写しを提出すること。

(5) 郵送により入札する場合には、封筒（封皮に入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示したもの）に密封した入札書及び一般競争入札参加資格要件適格認定通知書の写しを、書留郵便で令和8年8月20日（木）午後5時45分までに、和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課へ必着させること。

(6) 入札及びその執行については、次に掲げる事項に則り行うものとする。

ア 入札事務（開札事務を含む。）は、和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課の複数の職員（うち上席の1人を入札執行者とする。）により執行する。

イ 入札執行者は、入札の時間を厳守させるものとする。

ウ 入札の場所に入室する者は、原則として1入札者（業者）1人とし、入札執行者は、入札の執行に先立ち一般競争入札参加資格要件適格認定通知書の提示又はその写しの提出を受け、その出席を確認するものとする。この場合において、入札者の代理人は、当該入札についての委任状（別記第3号様式）を提出しなければならない。

エ 入札は、入札者又はその代理人が入札箱に自ら投函して行うものとする。郵送により提出された入札書については、入札執行者以外の当該入札事務に携わる和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課の職員がその入札者に代わって投函するものとする。

オ 入札書の開札は、すべての入札者の入札の完了（入札箱への投函の終了）を確認した後直ちに、入札事務を執行する職員が行い、開札の結果については、入札執行者がその場で立ち会っている入札者又はその代理人に告げるものとする。

る。

カ 入札執行者は、入札結果について入札執行調書を作成して整理するものとする。

キ 入札執行者は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期（中断を含む。）し、又は取りやめることができる。入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときも、同様とする。

ク その他入札の執行については、入札執行者が決定する。

9 入札保証金に関する事項

入札者は、その者の見積もる契約金額の100の5以上の額の入札保証金又はこれに代え財務規則第86条各号に規定する担保を入札書提出までに間に納付し又は提供すること。ただし、次に該当する場合は、入札保証金の納付を免除することができる。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

イ 競争入札に参加しようとする者が、知事が確実と認める金融機関との間に契約保証の予約をし、それを証する書面を提出する場合

ウ 自治法令第167条の5又は自治法令第167条の11に規定する資格を有する者で、過去2か年の間に地方公共団体又は国（公団等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出する場合。この場合、入札保証金納付免除申請書（別記第4号様式）を提出すること。

エ 財務規則第87条第4号の規定に該当すると認められる場合

10 入札の無効に関する事項

入札公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びにこの入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で3に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の時刻までにされなかった入札
- (4) 同一事項の入札について、入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (5) 同一事項の入札について、代理人が2人以上の者の代理をした場合のそのいずれもの入札

- (6) 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (7) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (8) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (9) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定に関する事項

- (1) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

- (2) この入札の開札において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課の職員を立ち会わせるものとする。

- (3) 落札者の決定は、①令和8年度五百原第1号五百原県有林間伐事業に係る入札額が、財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であり、かつ②令和8年度五百原第2号五百原県有林間伐材販売事業に係る入札額が予定価格（最低落札価格）以上で、

①令和8年度五百原第1号五百原県有林間伐事業の入札額から②令和8年度五百原第2号五百原県有林間伐材販売事業の入札額を差し引いた額が、最も小さい者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 入札の回数は1回とする。開札の結果、①令和8年度五百原第1号五百原県有林間伐事業にあつては予定価格の範囲内の価格の入札がないとき、または②令和8年度五百原第2号五百原県有林間伐材販売事業にあつては予定価格（最低落札価格）を超える入札がないときは、不成立とする。

- (6) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が3に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

12 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ア 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額に相当するものでなければならない。

イ 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(ア) 財務規則第86条各号に規定する担保

(イ) 保証事業会社の保証

ウ 契約保証金は、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(ア) 契約の相手方(落札者)が保険会社との間に和歌山県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

なお、この場合契約の相手方(落札者)は、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出すること。

(イ) 契約の相手方(落札者)が過去2箇年の間に国(公団等を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、この場合契約の相手方(落札者)は、契約保証金納付免除申請書(別記第5号様式)により、それを証する書類(種類及び規模をほぼ同じくする契約についての書類の写し等)を提出すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

13 契約書の要否

要

14 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

15 その他

この一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部署の名称と所在地

名 称	和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課
所 在 地	和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号	640-8585
電話番号	073-441-2976 (直通)
ファクシミリ番号	073-432-5850
電子メール	e0707001@pref.wakayama.lg.jp